

令和5年4月26日

国家安全保障戦略等三文書に係る参議院本会議質問

立憲民主・社民 宮口治子

立憲民主・社民の宮口治子です。会派を代表して質問いたします。

1. はじめに

まず冒頭、総理覚えていますか？丁度2年前の4月25日、大規模買収事件による参院選広島選挙区の再選挙によって私は議員になり今この場にいます。

「今回だけは自民党を勝たせてはいかん」そういう声の後押しを受け当選しました。選挙の翌月、総理は当時自民党幹事長だった二階氏に、1億5千万円について国民に明確な説明をするように申し入れていますよね。「党員の気持ちに応え説明責任を果たすことは大事だ。私が党に指示を出せる立場になったら、この姿勢は大事にしたい」とも述べておられます。いつ説明を行うのでしょうか？もう終わった話、今頃何を蒸し返しているんだ、というわけにはいきません。党に指示を出せる立場に立たれた今、この場でしっかり説明責任を果たしてください。2年たっても検討するとは長すぎませんか。広島県の皆様も待っています。総理がどのように説明責任を果たすのか答弁をお願いします。

さらに総理にお聞きします。和歌山で選挙応援中の総理に対し、爆発物が投げ込まれた事件の最中、警備の責任者の一人でもある国家公安委員長が、一報を受けたにも関わらず、「楽しみにしていた鰻丼を最後まで食べた」と発言したとのこと。そんなに楽しみにしていたのなら、ゆっくりご賞味いただくのはよろしいかとは思いますが、受け狙いのためか、その場面を面白おかしく衆人の前で語る姿には、こうした事件に対する危機感も緊張感も感じません。広島サミットを前に、このような人物に要人警護、警備の責任を担わせてよいのでしょうか。「鰻井大臣」は即刻更迭すべきですが、如何ですか。

本題である安保関連三文書の総理報告について質問いたします。

2. 外交の重要性とその実施体制の強化について

国家安全保障戦略では、我が国の安全保障上の目標を達成するために用いられる総合的な国力の第一の要素として外交力が掲げられており、「大幅に強化される外交の実施体制の下、今後も多くの国と信頼関係を築き、我が国の立場への理解と支持を集める外交活動や他国との共存共栄のための国際協力を展開する。」と書かれております。

歴史を振り返っても、戦争は常に外交の失敗であり、そもそも安全保障環境の悪化を言うのであれば、その悪化はまさに「外交の失敗」が招いている事態であることを真剣かつ深刻に受け止めるべきです。岸田総理は第二次安倍政権において4年8か月という戦後2番目に長い期間、外相を務めました。その間の岸田外交が今日の安全保障環境を回避するために、その緊張を緩和するために具体的にどのような二国間、多国間、そして国連外交を主導してきたのか、その岸田外交の実績と真摯なる反省をお示してください。

もう一つの歴史の教訓は、外交の失敗を軍事力の増強で誤魔化そうとすることです。それがかえって緊張の悪化と戦争の勃発を招いてきたことも歴史が私たちに教えてくれています。

第一の要素として外交力を掲げるのであれば、防衛力ではなく積極的かつ思い切った外交力の強化にこそ我が国のもてる資源を投入すべきです。しかし、安保三文書には肝心の具体的な外交戦略の記述が殆どありません。代わりに飛び出してきたのは「外交には裏づけとなる防衛力が必要である」という岸田総理の主張です。そこで、岸田総理に伺いますが、国家安全保障戦略で明記されている外交の重要性とその具体的な方策、およびその実施体制の大幅な強化の具体的内容についてお示し頂くとともに、それらの外交政策は「防衛力の裏づけ」として実施するものなのか見解をお尋ねします。

3. 反撃能力の保有とその憲法との整合性について

岸田総理は反撃能力保有の目的について、相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力であり、これにより武力攻撃そのものの可能性を低下させることができると答弁されています。しかし、日本に武力攻撃を行う国が現れたときには、日米安保条約に基づき米国が日本を守ることとなります。米国は世界でも類を見ない強大な戦力を保有しており、これほどの抑止力はないはずですが。その米国の抑止力と、岸田総理が言う「かつてなく強固な日米同盟」があるにもかかわらず、なぜ日本が反撃能力を保有する必要があるのでしょうか、そして、米国による日本への防衛義務がある中で、日本が反撃能力を保有することは「武力の行使」の三要件にある「他に適当な手段がない」との要件を満たすのでしょうか、ご説明願います。

また、三要件の「必要最小限度」について、政府はこれまで他国を直接攻撃するような攻撃力を行使するようなことは「必要最小限度」を逸脱するとの立場を取ってきたはずではなかったのでしょうか。総理の明確な説明を求めます。

日米の基本的な役割分担について、岸田総理は、2015年の日米ガイドライン上、「日本は日本の防衛を主体的に実施する、米国は自衛隊を支援し補完するとともに拡大抑止を提供する」とされており、こうした基本的な役割分担は変更しないと答弁されています。他方ミサイル攻撃への対処については、これまで米国に打撃力を委ねてきました。今般の反撃能力の保有は、日本が他国領域への打撃力を持つことに他なりません、こうした役割を担うことに方針転換された理由をお示してください。

政府は、反撃能力の保有について、「米国から要請を受けて行うものではなく、我が国として主体的に行っているもの」と述べています。政府が自らの判断で反撃能力を保有する、しなければならぬとの判断に至った背景には、日米同盟の下で日本に対する武力攻撃に対処する米国の集団的自衛権の発動、敵基地攻撃能力、あるいは報復攻撃の実行について疑問があるということなのではないのでしょうか。総理の説明をお聞かせ願います。

政府は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合とは、攻撃のおそれがあるにとどまる時ではなく、また我が国が現実被害を受けた時でもなく、他国が我が国に対して武力攻撃に着手した時と解されていると説明されています。この点、岸田総理は、我が国の武力行使は、憲法、国際法、国内法の範囲内で運用されるわけであり、その範囲内で反撃能力についても運用されると述べておられます。しかしながら、いくら着手段階での攻撃が正当であったと我が国が主張しても、相手国がミサイル発射の意図はなかったと言い張り、国際社会がそれを信用すれば、我が国は国際法違反の先制攻撃を行ったと見なされる事となります。政府は、国際社会から疑義が呈されない形で着手段階での反撃能力を行使できるとお考えなのか、それは具体的にどのような判断基準に基づくものなのか、岸田総理のご見解をお聞かせください。

政府は、反撃能力を保有する理由について、周辺国のミサイル技術の向上に対応する必要性を説明しています。他方、ミサイル攻撃以外にも、戦闘機、爆撃機、無人機など

の基地等に反撃能力を行使し得るかについて、「武力の行使」の三要件に合致した場合には行使できることを否定していません。その上で、岸田総理は、存立危機事態、つまり集団的自衛権を行使する際にも「武力の行使」の三要件を満たしていれば反撃能力を行使すると答弁しています。だとすれば、米国に対して相手国の戦闘機等から攻撃があった場合、三要件を満たしていると政府が判断すれば、日本が直接の攻撃を受けていないにも関わらず、相手国の基地等に対してミサイルを撃ち込むことがあり得ることになります。当初の反撃能力の保有理由から、全くかけはなれた武力行使を行い得る可能性を、岸田総理は否定しないのですか。そうであれば、それは完全に憲法違反の武力行使になりませんか、政府の見解をお聞かせください。

4. 防衛費の GDP 比 2%規模への増額（5年で 43 兆円）について

岸田総理は、NATOを始めとする国々が経済力に応じた相応の国防費を支出する姿勢を示している中で、我が国としても防衛力強化を図る上で、GDP比で見ることは指標として一定の意味があると述べておられます。その上で、我が国の防衛力強化に必要な経費を積み上げた結果として、GDP比2%に達するよう所要の措置を講ずることとなったと述べられています。積み上げた結果、たまたま防衛費が2%に達したという、そんな偶然があり得るのでしょうか。政府は防衛費をはじめからGDP比2%にする目的で積み上げを行ったのではありませんか。総理の見解をお聞かせください。

政府は、防衛力整備計画において、2023年度から2027年度までの防衛関係費の総額を43兆円程度とした上で、自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うことで1兆6,000億円程度、一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用することで9,000億円程度を捻出し、結果的に40兆5,000億円程度に抑えると記載されています。この自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこととはどのようなことを想定しているのでしょうか。具体的にお答えください。

また、そのことによって1兆6,000億円もの巨額の費用を捻出することが本当に可能なのでしょうか。さらには、一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合を事前に織り込んで今後5年間の防衛関係費の目標を立てることが妥当なのでしょうか。同計画には決算剰余金が増加しない場合にあっては、プロジェクトの見直しやコスト管理等によって実質的な財源確保を図るとも記載されていますが、9,000億円と言え、例えば本年度の外務省予算が7,560億円程度ですが、これを遙かに上回る額です。このような額が本当に確保できるのでしょうか。これらの見通しを立てるに至った理由と、その妥当性、そしてそれが確保できるのだという根拠について、政府の説明を求めます。

防衛力整備計画には、2023年度から2027年度の防衛関係費の総額43兆円の後に必要となる経費についての記載もあります。具体的には、2027年度以降の財源確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずるとの記載です。今般の5年間の防衛関係費では、大手町プレイスの売却収入や新型コロナウイルス感染症基金の国庫返納などで一部経費を賄うとされていますが、5年後にこうした資金が利用できるとは限りません。そうした場合、5年後も現計画の防衛費の水準を維持しようとするれば、どこかから財源を捻出しなければなりません。そうすると更なる増税議論が浮上するおそれもあるのではないのでしょうか。政府が今般の防衛力整備計画に計画終了後の財源の確保を記載した理由について、また計画終了後の防衛費の在り方、財源確保の見通しと更なる増税の必要性について説明を求めます。

以上、安保三文書について質問しました。

5. おわりに

私たちは、今回の安保三文書には断固反対ですし、このような戦後日本の平和を守ってきた憲法の平和主義とその支えとなっている専守防衛を踏みにじるような方針転換を、国会の審議も国民的な議論や理解もなしに、閣議決定のみでこっそりと強行してしまうような愚行を、決して容認するわけにはいきません。

広島県では G7 サミットに向けて急ピッチで環境整備が行われています。私も G7 の成功を願っています。先日松野官房長官は会見で、G7 広島サミットで核兵器なき世界の実現に向けて議論を深めたいという考えを示しましたが、広島市教育委員会は平和学習ノートの改訂にあたり、はだしのゲンに関する記述や第五福竜丸に関する記述をテキストから削除し、広島市はホームページから「劣化ウラン弾」に関する記述を一時削除するなど、看過できない様々な問題が噴出しています。「核兵器なき世界」の実現の方向性と相反していませんか。平和主義を踏みにじるようなことが広島でも行われていませんか。広島県選出でもある岸田総理、これらの問題についてどうお考えでしょうか。

立憲民主党は、現行憲法の平和主義と国際協調主義を尊重し、これからも引き続き専守防衛に徹しつつ、平和外交の努力によって緊張関係を緩和し、アジアと世界の平和を創り、育てる努力に全力を傾注することをお約束し、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。